

景観計画の変更方針

本市の景観のマスタープランとなる「生駒市景観形成基本計画」を策定することにより、景観に関する本市の考え方や方向性が示されることから、策定済みの景観計画については、原則として、行為の制限に関する事項など景観法第8条に規定された景観行政団体が定めることが義務付けられた項目のみを定める。

【現行景観計画の目次】

目 次	
序章 景観計画の目的及び位置付け	1
(1) 景観計画の目的	1
(2) 景観計画の位置付け	1
第1章 基本理念、基本目標及び役割	2
(1) 基本理念	2
(2) 基本目標	2
(3) 役割分担	3
第2章 景観形成の基本方針	4
第3章 景観計画の区域	6
(1) 景観計画区域	6
(2) 景観計画区域の区分	7
(3) 景観上重要な地区	9
第4章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	10
(1) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	10
(2) 景観配慮地区の方針	10
(3) 景観形成地区の方針	10
第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	11
(1) 自然景観区域	12
(2) 田園景観区域	18
(3) 市街地景観区域	24
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	32
(1) 景観重要建造物の指定の方針	32
(2) 景観重要樹木の指定の方針	32
第7章 良好な景観の形成のために必要なその他の事項	33
(1) 景観形成基本計画の策定（改訂）	33
(2) 景観審議会の設置	33
(3) 景観アドバイザーの設置	33
(4) 市民、事業者等への啓発活動の実施	33
(5) 屋外広告物に関する事項	33
(6) その他	33
別 冊	
第8章 景観配慮地区・景観形成地区	別-1
(1) 景観配慮地区	別-2
(2) 広域幹線沿道地区（景観形成地区）	別-3
(3) 生駒駅前北口再開発地区（景観形成地区）	別-7

【景観計画の改正案の目次】

目 次	
第1章 景観計画の位置付け	1
第2章 景観計画の区域	2
1. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	2
2. 景観計画区域の区分	3
3. 景観形成地区	5
第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	6
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	7
1. 景観重要建造物の指定の方針	7
2. 景観重要樹木の指定の方針	7
第5章 景観形成の推進に関する事項	8
1. 景観審議会の設置	8
2. 景観アドバイザーの設置	8
第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	9
1. 景観計画区域の各区分における行為の制限に関する事項	10
(1) 自然景観区域	11
(2) 田園景観区域	17
(3) 市街地景観区域	23
2. 景観形成地区における行為の制限に関する事項	32

<p>法定外 基本計画に移行する章</p>	<p>法定事項 変更を加える章 変更する項目</p>	<p>法定事項 変更しない章 基本計画に位置付ける項目</p>
----------------------------------	---	--

.....→ 法定外項目であるが、景観計画に位置付ける

→ 法定項目で、景観計画に位置付ける